

特定非営利活動法人 わっこ谷の山福農林舎 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 わっこ谷の山福農林舎という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県東筑摩郡筑北村におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は農業、林業、人、エネルギー等を連携させて環境を整え、より効率的かつ持続的な資源の活用を目指すと共に、福祉機関や教育機関との協力体制を築いて、地域全体の「輪」を強化する活動を行う。同時に、地域の魅力と雇用を掘り起こし、誰もが自分の力を発揮できる暮らしやすい社会、ならびに各人が自身の住む場所に深い愛着と誇りを持てる地域をつくることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とした事業の企画・運営事業
- (2) 障害のある人などの就労支援および雇用促進、福祉就労のための事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (6) 森林の利活用推進事業
- (7) 自然体験・環境教育事業
- (8) 観光・地域振興に関する事業
- (9) 農林業の振興に関する事業
- (10) 本条第1号から第9号に係る研究事業
- (11) 本条第1号から第9号に係る人材育成のための教育研修事業
- (12) 本条第1号から第9号に係る普及啓発、政策提言、コンサルタント事業
- (13) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し法人活動を推進し参加する個人
 - (2) 準会員 この法人の目的に賛同し法人活動へ参加及び利用する個人
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
2. 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 3. 代表は前項のもの入会を認めないときには、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

- 第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下

2. 理事のうち1人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。
2. 理事は正会員の中から選任する。
 3. 代表及び副代表は理事の互選とする。
 4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
 5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができず、正会員であることを問わない。

(職 務)

- 第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 代表以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
 3. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
 4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(顧 問)

- 第20条 この法人に、代表が必要と認めるとき、顧問を置くことができる。
2. 顧問は理事又はこの法人の職員を兼ねることができず、正会員であることは問わない。
 3. 顧問は代表の諮問に応じて助言をする。
 4. 顧問は第16条第1項の規定を準用する。
 5. 顧問は議決権を持たないが、総会及び理事会で意見を述べるることができる。

(職 員)

- 第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- (1) 職員は、正会員でなくてはならない。
 - (2) 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2. 代表は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクシミリ、若しくは電磁的方法をもって少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面、若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第45条の適用については総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
3. 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面、もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他運営に関する重要事項
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表が招集する。

2. 代表は、第 34 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ、若しくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事の中より選任する。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、若しくは電磁的方法をもって表決し、又は出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者、若しくは表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則（正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則および継続性の原則）に従って行うものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で定めるものに譲渡するものとする。

(合 併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは官報に掲載する方法により行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細 則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役 職	氏 名
代 表	和栗 剛
副 代 表	嶋田 幸夫
理 事	原 薫
理 事	田村 茂樹
理 事	森本 英嗣
監 事	藤原 孝一

3. この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2020 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず成立日から 2019 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員区分	入会金	年会費
正会員（個人）	1,000 円	10,000 円
準会員（個人）	1,000 円	3,000 円
賛助会員（個人／一口）	なし	2,000 円
賛助会員（非営利組織／一口）	なし	5,000 円
賛助会員（営利組織／一口）	なし	10,000 円

2020 年 1 月 16 日一部改訂

これは、当法人の定款である。
 長野県東筑摩郡筑北村西条 3846 番地
 特定非営利活動法人 わっこ谷の山福農林舎
 理 事 和栗 剛